

平成25年8月30日  
消 防 庁

## 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（案）等に対する意見募集

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（案）等の内容について、平成25年8月31日から平成25年9月29日までの間、意見を募集します。

### 1 改正内容

消防用設備等の点検要領に示している不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の容器弁の安全性に係る点検項目及び点検期限を、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）において新たに規定することで、ガス系消火設備の容器弁の点検の実効性の向上を図るとともに、点検票について所要の規定の整備を行うものです。

また、消防法施行規則第34条の5第1項の対象となる検査の信頼性が確保されているものを定める件（案）において、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができるものについて、検定対象機械器具等で製造工程における信頼性が確保されているものとして次に定めるもののうち、主要な項目の検査に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとするものです。

- （1）火災報知設備の感知器
- （2）住宅用防災警報器

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
  - ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
  - ・ 消防法施行規則第34条の5第1項の対象となる検査の信頼性が確保されているものを定める件（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成25年9月29日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

#### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示等を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課 吉村課長補佐、青島事務官

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）」
- ・ 消防法施行規則第34条の5第1項の対象となる検査の信頼性が確保されているものを定める件（案）」

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）」及び「消防法施行規則第34条の5第1項の対象となる検査の信頼性が確保されているものを定める件（案）」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認のご連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

## （1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[k.aoshima@soumu.go.jp](mailto:k.aoshima@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

## （２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

## （３）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期限

平成25年9月29日（日）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

**消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式  
を定める件の一部を改正する件（案）等について**

平成 25 年 8 月  
消 防 庁 予 防 課

**【概要】**

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等（以下「ガス系消火設備等」という。）の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、当該容器弁の点検項目及び点検期限等を新たに規定する等の改正を行うほか、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）が改正され、型式適合検定が、立会い方式を原則とするが、データ審査方式の方法によることできることに規定が変更されたのに伴い、所要の告示を定めることとするものである。

**1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について**

**【改正理由】**

ガス系消火設備等の容器弁の耐圧性能や気密性能等の安全性に係る点検については、現在、消防用設備等の点検要領に基づき行っているところであるが、安全性に係る点検の実施率が低いこと等を踏まえ、安全性に係る点検の実効性の向上等を図るべく、ガス系消火設備等の容器弁の安全性に係る点検基準について告示化を行うこととし、過去の容器弁の耐久性に係る試験データ等を踏まえ不活性ガス消火設備等の点検期限を 35 年、ハロゲン化物消火設備の点検期限を 40 年とする案を示し、平成 25 年 3 月から 4 月にかけてパブリックコメントを行ったところである。今般、パブリックコメントにおいて提出されたご意見等を踏まえ、ガス系消火設備等の容器弁の点検期限の考え方等について再度検討を行い、パブリックコメント時の案を一部修正した上で、容器弁の安全性に係る点検基準を新たに規定するものである。

**【内容】**

ガス系消火設備の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の点検基準について、安全性に係る点検項目及び点検期限を新たに規定するとともに、点検票について所要の規定の整備を行う。

**【施行期日・経過措置】**

公布の日から施行する。  
また、所要の経過措置を設けるものとする。

**【備考】**

前回のパブリックコメント時の案からの修正点については、【別紙】を参照。

2. 消防法施行規則第34条の5第1項の規定に基づき、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件（案）について

**【理由】**

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）が改正され、型式適合検定が、立会い方式を原則とするが、データ審査方式の方法によることに規定が変更されたのに伴い、データ審査方式で行うことができる検定対象機械器具等を定める。

**【内容】**

検定対象機械器具等で製造工程における信頼性が確保されているものとして次に定めるもののうち、主要な項目の検査に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとする。

- （1）火災報知設備の感知器
- （2）住宅用防災警報器

**【施行期日】**

平成26年4月1日

【別紙】 前回のパブリックコメント時の案からの修正点①

御意見（抜粋）	御意見に対する考え方	修正前の案	修正後の案
<p>○前回の消防用設備等の点検要領の改正時からの経過期間も短く、今回の改正により点検期限が大幅に延長されると、既に点検を実施したユーザーの理解も得られないこと、容器交換時にガスが抜けていた例もあることなどから、点検期限を大幅に変更する改正を行うべきではない。</p> <p>○改正後の年数について数字の根拠がない。</p> <p>○設置後25年を経過した容器弁が、劣化や腐食が原因で誤放射した例や国際規格等に照らしても点検期限を延長すべきではない。</p> <p>○現在設備増強を行っているため、容器弁の点検に必要な処理能力については問題が無いことから、安全性を最優先した点検期間を設定すべきである。</p> <p>○高圧ガス容器については、設置後20～24年の事故が多いことを鑑みて、現行の点検期限を変えるべきではない。</p> <p>○点検期限を、不活性ガス消火設備等は設置又は点検後15年を経過したものは25年まで、ハロゲン化物消火設は設置又は点検後15年を経過したものは30年とすべきである。その際には経過措置についても必要な期間を延長すべきである。</p>	<p>過去の容器弁の耐久性に係る試験データ等を踏まえ不活性ガス消火設備の点検期限を35年、ハロゲン化物消火設備等の点検期限を40年とする案を示したところである。</p> <p>上記の点検期限であっても、点検期限前に耐久性が無くなる可能性があるものは極少数であるが、御意見を踏まえ再度検討した結果、容器弁の劣化や腐食が原因の事故が発生した場合の影響の大きさ等を鑑み、より安全性が高くなるよう、点検期限の見直しを行うこととした。</p>	<p>【容器弁の点検期限】</p> <p>○ハロゲン化物消火設備以外のものであっては35年</p> <p>○ハロゲン化物消火設備にあっては40年</p>	<p>【容器弁の点検期限】</p> <p>○不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるものにあつては25年</p> <p>○上記以外のもの（不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの以外、ハロゲン化物消火設備等）にあつては30年</p>



前回のパブリックコメント時の案からの修正点②

御意見（抜粋）	御意見に対する考え方	修正前の案	修正後の案
<p>○現行の点検期限で告示化を行ったとしても、今回の経過措置の対象となっている容器弁については今後3年間で十分に対応することが可能である。</p> <p>○現行の点検期限のままです告示化するにあたっては、猶予期間の延長（3年程度）を要望する。</p> <p>○点検期限を、不活性ガス消火設備等は設置又は点検後15年を経過したものは25年まで、ハロゲン化物消火設備は設置又は点検後15年を経過したものは30年とすべきである。その際には経過措置についても必要な期間を延長すべきである。</p>	<p>経過措置については、延長すべきとのご意見があったことを踏まえ、以下のとおり見直しを行うこととする。</p> <p>「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）の制定以前に設置されたものについては、品質にばらつきがある可能性が高いことから、消火剤に二酸化炭素を用いるものについては、特に早急に容器弁の点検をする必要があるため、前回のパブリックコメント時の案のままとし、その他のものについては点検を行う事業者が処理可能な数量等を考慮し、段階的に経過措置を定めるよう見直しを行うこととした。</p>	<p>【経過措置】</p> <p>○不活性ガス消火設備</p> <p>1 昭和56年3月31日以前に設置されたものについては、点検期限は平成28年3月31日まで</p> <p>2 昭和56年4月1日から施行の日の前日までに設置されたものについては、点検期限は設置された日から起算して35年を経過する日まで</p> <p>○ハロゲン化物消火設備</p> <p>1 昭和51年3月31日以前に設置されたものについては、点検期限は平成28年3月31日まで</p> <p>2 昭和51年4月1日から施行の日の前日までに設置されたものについては、点検期限は設置された日から起算して40年を経過する日まで</p>	<p>【経過措置】</p> <p>○不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの</p> <p>1 昭和52年3月31日以前に設置されたものについては、点検期限は平成28年3月31日まで</p> <p>2 昭和52年4月1日から平成5年3月31日までの間に設置されたものについては、点検期限は平成30年3月31日まで</p> <p>3 平成5年4月1日から施行の日の前日までに設置されたものについては、点検期限は設置された日から起算して25年を経過する日まで</p> <p>○上記以外のもの（不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの以外、ハロゲン化物等）</p> <p>1 昭和63年3月31日以前に設置されたものについては、点検期限は平成30年3月31日まで</p> <p>2 昭和63年4月1日から施行日の前日までに設置されたものについては、点検期限は設置された日から起算して30年を経過する日まで</p>